

監 査 報 告 書

公立大学法人首都大学東京
理 事 長 高 橋 宏 殿

平成 24 年 6 月 11 日
公立大学法人首都大学東京
監 事 原、田、恒、敏

印

わたしは、地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日 法律第 118 号）第 35 条の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書およびこれらの附属明細書（会計に関する部分に限る。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書について監査を実施した。

なお、附属明細書および事業報告書について、監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細書および事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

1 監査方法の概要

経営審議会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに重要な決裁書類等を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考える監査手続を実施した。

また、会計監査人から報告および説明を受けるとともに質疑応答を行うなどして、財務諸表等並びに附属明細書につき検討を行った。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当と認める。
- (2) 貸借対照表および損益計算書は、地方独立行政法人会計基準に従い財産および損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、地方独立行政法人会計基準に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、地方独立行政法人会計基準の規定に照らし指摘すべき事項はない。
- (5) キャッシュ・フロー計算書および行政サービス実施コスト計算書は、記載すべき事項は正しく示しているものと認める。
- (6) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）および決算報告書について、指摘すべき事項はない。